



横芝光町告示第37号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、横芝光町財務規則（平成18年横芝光町規則第49号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記のを指定納付受託者に指定したので、同規則第50条の2第2項の規定により告示します。

令和4年4月1日

横芝光町長 佐藤 晴彦



- 1 指定納付受託者の氏名又は名称及び住所  
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社  
東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル25階  
PayPay株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1-3  
株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
ちばぎんジェーシービーカード株式会社  
千葉市美浜区中瀬1-10-2 ちばぎん幕張ビル  
ちばぎんディーシーカード株式会社  
千葉市美浜区中瀬1-10-2 ちばぎん幕張ビル
- 2 指定納付受託者の指定をした日  
令和4年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入の内容  
ふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される横芝光町への寄附金
- 4 指定納付受託者に納付させる期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで